

四日市市告示第 3 5 5 号

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 8 月 5 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、支援を要する高齢者に対する地域における介護予防・生活支援の体制づくりを推進するため、介護予防・生活支援に資する活動を実施する市民活動団体に対して、当該活動の立ち上げに係る経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、地縁団体、NPO、ボランティア団体等の団体のうち、公共の利益を目的とした市民活動を実施するものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施する別表第 1 に掲げるものとする。ただし、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既に実施している活動を継続するための事業
- (2) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) 土地の買収又は整地、建物の建築等個人の資産を形成する事業
- (4) 営利を目的とする活動を立ち上げるための事業
- (5) 宗教的又は政治的な活動を立ち上げるための事業
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは第 6 項に規定する暴力団員又はその関係者が運営に実質的に関与している事業

2 補助事業は、補助金の交付の決定の日以降に開始し、当該年度末までに完了するものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施にかかる経費のうち、別表第 2 の第 2 欄に定める経費とする。ただし、他の補助制度による補助金の交付がある場合は、その補助額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表第 2 の第 1 欄に定める事業種別ごとに、同表第 2 欄に定める対象経費の実支出額から当該補助金以外の収入額（寄付金収入額を除く。）を

控除した額に同表第3欄に定める補助率を乗じて算出した金額以内で、予算の範囲内において市長が定める。ただし、120万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、事業ごとに四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出するものとする。

(1) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金所要額調書(第2号様式)

(2) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業実施計画書(第3号様式)

(3) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業収支予算書(第4号様式)

(4) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行った場合は、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付申請の却下を決定した場合は、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付申請却下通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金変更承認申請書(第7号様式)に関係書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による変更承認申請を受理したときは、変更内容を審査し、前条の規定による補助金交付決定を変更できるものとする。

(変更決定通知)

第9条 市長は、前条第3項の規定により補助金交付決定の変更を承認したときは、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金変更決定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を含む。）は、当該補助事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して15日を経過した日又は当該年度末までのいずれか早い日までに、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金精算書（第10号様式）
- (2) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業実績報告書（第11号様式）
- (3) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業収支決算書（第12号様式）
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額（以下「確定額」という。）を確定し、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金確定通知書（第13号様式。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金請求書（第14号様式）により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の9割以内の額を概算払で交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金概算払請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により概算払で補助金を交付した場合においては、交付すべき補助金の額を確定した後、概算払で交付した補助金の額（以下「概算払額」という。）が確定額に満たないときは、その差額を交付するものとし、概算払額が確定額を超えるときは、期限を定めてその差額の返還を命じるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

- (4) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 補助事業により立ち上げた活動を、第15条に定める活動状況の報告の期間内に中止したとき。
- (6) 前号に掲げるもののほか、補助金の使用が不相当と認められたとき。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(活動状況の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、当該事業により立ち上げた活動の状況について、各年度末までに、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業活動状況報告書（第16号様式）により市長に報告しなければならない。

(調査)

第16条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するために必要と認められたときは、補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の評価)

第17条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

- 2 市長は、前項による検証の結果、必要と認められたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)

別表第 1（第 3 条関係）

補助事業の内容と条件

1 事業種別	2 事業内容	3 事業の条件
高齢者日常生活支援体制整備事業	高齢者の日常生活の支援や見守りを目的とした訪問活動を実施するための備品等及び組織の整備	<p>この事業によって立ち上げる活動は、以下のすべての要件を満たすものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用対象者を、広範囲から受け入れる活動であること。 2 利用対象者として、要支援者及び厚生労働省告示第 197 号に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が、同告示に定める基準に該当した者（以下「基準該当者」という。）を受け入れるよう努めること。 3 利用対象者からのサービス利用申し込みを随時受け付けるとともに、おおむね週 1 回以上サービスを提供できる活動であること。 4 活動の拠点となる事務所を置くこと。
高齢者介護予防・生きがいくくり拠点整備事業	高齢者の介護予防や生きがいくくりを目的とした通いの場及びこれを運営するための組織の整備	<p>この事業によって立ち上げる活動は、以下の全ての要件を満たすものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用対象者を、広範囲から受け入れる活動であること。 2 利用対象者として、要支援者及び基本チェックリストの基準該当者を受け入れるよう努めること。 3 おおむね月 1 回以上実施する活動であること。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費及び補助率

1 事業種別	2 補助対象経費	3 補助率
高齢者日常生活支援体制整備事業	<p>第 1 欄に掲げる事業の実施に必要な以下の経費（ただし、市長が適当でないと認める経費は除く）。</p> <p>(1)報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費。</p>	補助対象経費に対する 9/10 以内
高齢者介護予防・生きがいつくり拠点整備事業	<p>第 1 欄に掲げる事業の実施に必要な以下の経費（ただし、市長が適当でないと認める経費は除く）。</p> <p>(1)報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費。</p> <p>(2)工事請負費（ただし、補助対象経費全体の 1/2 を上限とする）。</p>	補助対象経費に対する 9/10 以内

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
(申請者) 団体名
代表者 印

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付申請書

年度において介護予防・生活支援事業を実施したいので、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業実施計画書（第3号様式）
- (3) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業収支予算書（第4号様式）
- (4) その他関係書類

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金所要額調書

事業名 _____

団体名 _____

(単位：円)

事業種別	総事業費 A	補助対象経費 支出予定額 B		当該補助金以外 の収入額 (寄付金を除く) C	差引額 (B - C) D	補助基本額 (D × 9/10) E	補助上限額 F	補助所要額 G
		総額	(うち工事請負費)					
高齢者日常生活 支援体制整備事業								
高齢者介護予防・ 生きがいつくり 拠点整備事業			()					
合 計			()					

第4号様式（第6条関係）

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業収支予算書

事業名： _____

○収入の部

単位：円

科 目	金 額	摘要・内訳
合 計		

○支出の部

単位：円

科 目	金 額	摘要・内訳
合 計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

団体名

代表者

印

住 所
団体名
代表者

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金については、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。
- (4) 概算払により交付された補助金の額が事業完了後に確定した補助金の額を超えるときは、市長が定める期限までにその差額を返還しなければならない。
- (5) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、この補助事業により立ち上げた活動の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。
- (7) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

住 所
団体名
代表者

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付申請については、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 却下理由

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
(申請者) 団体名
代表者 印

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号 で交付決定のあった四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
(既交付決定額	金	円)
(変更後の補助金額	金	円)

2 添付書類

- (1) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業実施計画書（第3号様式）
- (3) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業収支予算書（第4号様式）
- (4) 変更理由書（変更の理由や内容を記載したもの）
- (5) その他関係書類

住 所
団体名
代表者

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金については、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1	既交付決定額	金	円
	変更交付決定額	金	円
	変更後の交付決定額	金	円

2 交付条件

年 月 日付け四日市市指令 第 号 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付決定通知書に付した交付条件を遵守すること。

年 月 日

四日市市長

住 所

団体名

代表者

印

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号 で交付決定のあった四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業を完了（中止・廃止）したので、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費 金 円

2 補助金交付決定額 金 円

3 添付書類

- (1) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金精算書（第10号様式）
- (2) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業実績報告書（第11号様式）
- (3) 四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業収支決算書（第12号様式）
- (4) その他関係書類

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金精算書

事業名 _____

団体名 _____

(単位：円)

事業種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出額 B		当該補助金以外 の収入額 (寄付金を除く) C	差引額 (B - C) D	補助基本額 (D × 9/10) E	補助上限額 F	補助所要額 G
		総額	(うち工事請負費)					
高齢者日常生活 支援体制整備事業								
高齢者介護予防・ 生きがいつくり 拠点整備事業			()					
合 計			()					

第12号様式（第10条関係）

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業収支決算書

事業名： _____

○収入の部

単位：円

科 目	金 額	摘要・内訳
合 計		

○支出の部

単位：円

科 目	金 額	摘要・内訳
合 計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

団体名

代表者

印

住 所
団体名
代表者

四日市市介護・予防生活支援体制づくり事業補助金確定通知書

年 月 日付け四日市市指令 第 号 で交付決定した四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金については、四日市市地域支え合い体制づくり事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき適正と認め、交付決定額のとおり確定します。

年 月 日

四日市市長

第14号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
団体名
代表者

印

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金請求書

年 月 日付け四日市市指令 第 号 で確定通知があった四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金について、下記金額を交付されるよう、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき請求します。

記

1 請求額	金	円
	(交付決定額 金	円)
	(交付済金額 金	円)

第15号様式（第12条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
団体名
代表者

印

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金概算払請求書

年 月 日付け四日市市指令 第 号 で交付決定通知のあつた四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金のうち、下記金額を概算払いされるよう、四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき請求します。

記

1 請求額 金 円
(交付決定額 金 円)

